

四万十市では、介護保険サービス以外のサービスも実施しています

高齢者福祉サービス



介護保険サービス以外に、市が独自に行う高齢者支援サービスがあります。サービスの利用を希望する人は、(本庁)保健介護課・(支所)保健課まで必ずお問い合わせください。

訪問理美容サービス

在宅の方で、要介護3以上の認定を受けた方や身体障害の程度が2級以上の方を対象に、理容所や美容所に行くことが困難な方の居宅に理美容師が訪問して理美容サービスを行います。

- 利用者負担額：理美容料金のみ（理美容師の訪問にかかる費用は年間3回まで無料）

在宅介護手当の支給

要介護3以上の認定を受けた方を在宅で常時介護している方に支給します。ただし、利用した各月の居宅介護サービスの費用が、在宅サービスの支給限度額（P10）の半額以内であることと、1か月のうち半分以上は在宅で生活していることが条件となります。

- 支給金額：月額7,000円（1年を3期に分け、1期につき4か月分を支給します）

家族介護用品の支給

要介護4以上の認定を受けた方を在宅で常時介護している市民税非課税世帯を対象に、市内協力店で介護用品を購入できるクーポン券を支給します。ただし、1か月のうち半分以上は在宅で生活していることが条件となります。

- 支給金額：クーポン券1枚につき6,000円（1年を4期に分け、1期につき3か月分を支給します）

高齢者日常生活用具購入

事前の申請が必要です

65歳以上の高齢者世帯で、市民税非課税世帯および市民税のうち均等割のみの世帯である方に、火災から身の安全を守るための日常生活用具の購入費の一部を補助します。ただし、市内に住所があり、そこに居住している方に限ります。

- 補助上限額：電磁調理器30,000円、自動消火器20,000円、火災報知機10,000円

あんしんコール事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者や身体障害者などに緊急通報装置をお貸しします。緊急通報システムに接続することによって、24時間体制で急病や火災などの緊急時の通報に対応します。

- 利用者負担額：市民税課税世帯の方のみ設置費（12,960円）が必要です。

高齢者はつつデイサービス

75歳以上の高齢者や65歳以上のひとり暮らしの方（要介護認定非該当者）を対象に、四万十市多目的デイケアセンター「一条の里（中村東町）」へ送迎バスによる通所の方法で集まり、健康チェック、健康相談、趣味の創作活動、機能訓練、簡単な運動などを行います。

- 利用者負担額：1回あたり600円（給食サービスの原材料費、創作活動材料費として）
- 申し込み先：四万十市多目的デイケアセンター一条の里（電話 0880-34-3636）

生きがいデイサービス

65歳以上の高齢者（要介護認定非該当者）を対象に、「デイサービスセンターにしとさ（西土佐用井）」へ送迎バスによる通所の方法で集まり、健康チェック、健康相談、趣味の創作活動、機能訓練、簡単な運動などを行います。

- 利用者負担額：1回あたり600円（給食サービスの原材料費、創作活動材料費として）
- 申し込み先：デイサービスセンターにしとさ（電話 0880-52-2314）

介護予防に取り組みましょう！



介護予防・日常生活支援総合事業を利用していつまでも自立した生活を

要介護認定で非該当や要支援1・2と判定された人や、生活機能が低下していて介護が必要となるおそれがある人は、市が行う介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。また、自立した生活を送れる人も介護予防に関する講習会などに参加できます。

生活機能とは、人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。今の自分の状態をチェックして、できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

利用までのながれ

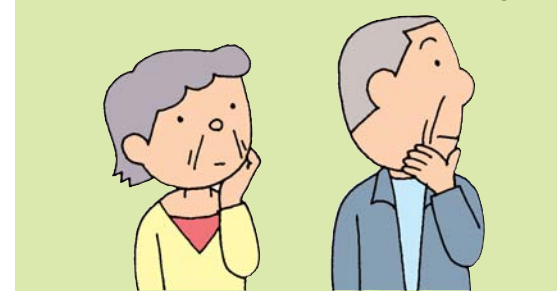
変わります

介護予防事業が、介護予防・日常生活支援総合事業に変わります。

65歳以上の人

自立した生活を送れる人

- 要介護認定で非該当、要支援1・2と判定された人
- 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人



介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業を利用

介護予防に関する講演会や、ボランティア研修などに参加できます。65歳以上の人であれば誰でも利用できます。



介護予防・生活支援サービス事業を利用

訪問型サービス



- 身体介護や生活援助、保健師などによる相談指導、移動支援など

通所型サービス



- レクリエーションや体操などの活動、自主的な通いの場など

生活支援サービス



- 配食、見守り、自立した生活を続ける支援など